

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
高石高等学校	<p>府立高等学校管理運営事業において、平成 30 年度期末の建設仮勘定に 838,192 円計上されていた。</p> <p>本件の内容を調査したところ、高石高等学校で平成 27 年度及び平成 29 年度に実施したブロック塀修理工事費等について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 674 1451 869"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>ブロック塀修理工事</td> <td>756,000 円</td> <td>95,697 円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>ガス設備改修工事</td> <td>927,936 円</td> <td>27,535 円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>非常放送設備更新業務</td> <td>714,960 円</td> <td>714,960 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>2,398,896 円</td> <td>838,192 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約額	未精算額	平成 27 年度	ブロック塀修理工事	756,000 円	95,697 円	平成 27 年度	ガス設備改修工事	927,936 円	27,535 円	平成 29 年度	非常放送設備更新業務	714,960 円	714,960 円		合計	2,398,896 円	838,192 円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土</p> </div>	<p>過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、令和元年6月11日に未精算額をすべて過年度の費用勘定へ振り替える修正登録が完了した。</p> <p>また、上記処理の際に建設仮勘定の減額処理において管理事業について誤りがあり、差異が発生していたが、同年10月25日付けで必要な修正登録が完了した。</p> <p>今後は、建設仮勘定の処理方法等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	契約額	未精算額																				
平成 27 年度	ブロック塀修理工事	756,000 円	95,697 円																				
平成 27 年度	ガス設備改修工事	927,936 円	27,535 円																				
平成 29 年度	非常放送設備更新業務	714,960 円	714,960 円																				
	合計	2,398,896 円	838,192 円																				

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年5月30日)